

というよりむしろ、民にとってリスクが大きい契約は価格も高くなる可能性が高い
ということ踏まえ、リスクを民間に移転するメリットと価格の上昇というデメリット
のどちらが大きいかという観点を軸に判断すべきである。

4. 具体的な規定の内容

わが国の公共工事標準請負契約約款では、①1年を超える契約における1.5%以上の
物価変動（スライド）、②主要な工事材料の著しい物価変動（単品スライド）、③急激
なインフレまたはデフレによる物価変動（スーパーインフレ）の場合について、発注
者、受注者双方から工事請負代金額の変更を求めることを認めている。2. に示した
PFIの基本的考え方を踏まえ、②及び③について同様の条項をPFI事業でも採用
することが最低限必要である。「主要な工事材料」については、工事に必要な資材及
び機材の双方が含まれると解釈される。

(1) **基準の明確化**：PFIの基本理念からは、上記②、③の各々の場合において、どのような
条件に至った場合に変更をし、どのように建設費の変更額を決定するかについて、予め合
意した客観的な指標を用いて決定することが望ましいと考えられる。しかし、指標が何%
変動した場合に建設費を変更するかについて一つの数値を決定するのが難しいこと、特定
材料の著しい価格変動については客観的な指標が乏しいこと等の事情があり、事例の蓄積
が十分でない現段階において標準的なルールを一つに決めるのは難しい。今後、各事業ご
とに、使用する客観的な指標や変更を可能とする変動幅について明確化することが望まし
い。対象期間等、具体的算定方法については今後検討を要する。

(2) **実際のコスト変動との誤差**：指標のみで機械的に計算した場合、当然実際のコスト変動と
の誤差が生じることに配慮する必要がある。

5. 留意点

(1) 支払方法

物価変動により建設費を増額変更する場合、増加分のコストを管理者等が一括支払い
することは難しい場合があると考えられる一方、一括払いとすれば資金調達に与える
影響を最小限にすることができるため、一概に分割、一括のどちらが適切とはいえない。

(2) 債務負担行為

管理者等は、建設費の増額に備えて、債務負担行為の設定額には一定の余裕を持たせ
ることが望ましい。

6. 条文例

条文例 8.3Q

削除: 第83条

- 1 甲又は乙は、次の各号に掲げる場合には、契約内訳の施設費相当額（以下、「施設費対価」という。）の見直しについて相手方に請求することができる。
 - ア 特別な要因により建設期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費 [及び解体撤去費] が不相当となったと認めた場合²³
 - イ 予期することのできない特別の事情により、建設期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費 [及び解体撤去費] が著しく不相当となったと認めた場合
- 2 前項の場合において、施設費対価の変更額については、甲及び乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から []日以内に協議が整わない場合²³にあつては、[第〇条に定める紛争解決手続によるものとする]。
- 3 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項の請求を行った日又は受けた日から []日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

削除: 〇

削除: 7

※上記は、衆議院新議員会館整備等事業をベースとしている（公共工事標準請負契約約款の単品スライド条項及びスーパーインフレ条項に対応）。ただし、協議が整わなかった場合については、別途規定する紛争解決手続を用いる旨に改めている。

【建設費の改定に関する実務上のポイント】

建設資材等の物価高騰に対しては、PFI事業におけるリスク分担の考え方に従い、以下のとおり整理する**ことが考えられる**。

- ①特定材料の著しい物価変動及び急激なインフレまたはデフレによる物価変動があった場合は、建設費の改定を行う規定を設ける。
- ②上記規定においては、用いる指標や改定の判断基準等を明確化することが望ましい。
- ③通常の範囲内での物価変動リスクは選定事業者が負担する。

書式変更: フォント: (英) MS 明朝, (日) MS 明朝

²³ 具体的な規定方法について様々な考え方があるところであり、今後早急に検討することが望まれる。

|

8-4 物価及び金利の変動以外による「サービス対価」の改定(特にソフトサービス)(新設)

1. 概要

ソフトサービス(資本的支出を伴わず、資本的投資との関連性も低いサービス)については、例えば5年ごとに市場実勢価格にあわせてサービス対価を改定する調整規定について、具体的な方法を含めて規定する。

書式変更: フォント: (英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

2. 問題状況

ソフトサービスについては、物価変動によるインデックスによる調整のみでは市場価格と乖離が生じてしまうため、例えば5年ごとに市場実勢価格との乖離を防ぐためのサービス対価の調整規定が設けられるが、具体的方法(内容の妥当性、透明性、迅速性を確保するための方法)が課題となっている。

書式変更: フォント: (英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

3. 基本的な考え方

(1) インデックスによる調整のみでは一定期間以上の価格増減リスクを選定事業者がとることができない業務については、別の調整メカニズムが存在しない場合、予備費の計上を通じて価格の上乗せにつながり、VFMの最大化を妨げることになる。そこで、市場実勢価格に応じたソフトサービスの対価の増減額の規定を入れることが望ましい²⁴。

書式変更: フォント: (英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

削除: 実現

(2) ハードサービス(資本的支出を伴う、又は資本的投資との関連性が高いサービスで、主に施設の維持管理(FMサービス))は、当該サービスのみを取り出して市場価格と比較することはできないため、原則として対象外とする。

削除:

対価の見直し規定は、柔軟性のない価格設定が官民の双方にとって高いリスクとなるため規定されるものである。どちらかに有利な結果になることを意図するものではない。また、そもそもPFIの業務の範囲は常に広ければ広いほどよいというものではなく、民間事業者が負担することの困難なリスクを含む業務については、はじめからPFIの対象外とすることも考えられる。ここで規定するサービス対価の改定方法は、あくまでもその業務のみ切り離して市場実勢価格と比較する(あるいは入札にかける)ことができるような場合を想定しており、対象となる業務は限定される。

4. 具体的な規定の内容

書式変更: フォント: (英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

(1) 価格変更の対象としてのサービス

²⁴ 英国 SoPC4 では、ハードサービスを資本的投資に関連するサービス、ソフトサービスをそれ以外のサービス(清掃、警備、給食など)とした上で、ソフトサービスについてマーケットテストニングなどによる価格見直しの対象としている(15.3)。

価格変更の対象としてのサービスについては、基本的にはソフトサービスとすべきであるが、ソフトサービスに該当するか否かのみで一律に割り切るとは適切でなく、多額の初期投資を伴うものであるか否か、建物等の建設・大規模修繕と分離して発注することが合理的であるか否か、競争市場があるか、代替性があるか等も考慮した上で決定すべきである。

- ① **多額の初期投資を伴うものであるか否か。**すなわち、見直しのタイミングまでに、初期投資を回収することが可能であるか。また、コストのうち変動費と固定費の割合はどのようになると想定されるか（固定費部分が多いと、価格調整が難しくなる）。
- ② **建物等の建設、大規模修繕と分離して発注することが合理的であるか否か。**例えば、施設の維持管理のうち、コストが建物の状態により非常に左右されるものについては、分離して発注することはPFIのメリットを失わせることになる。
- ③ **競争市場があるか、代替性があるか。**存在しない場合、市場実勢価格の情報の入手も、マーケットテストも困難になる。

書式変更：フォント：(英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

(2) 価格改定方法

見直しの方法としては、ベンチマーキング、マーケットテスト、一部業務の契約期間短縮・一部解約権の付与などが考えられ、それぞれの方法の理解した上で、サービスの性質に応じて適切なものを選定する。

① **ベンチマーキング**（市場価格を調査し、それに応じて対価を調整する方法）

- ・SPCの委託先の変更に伴う問題が生じない（現行の業者が引続き行う）というメリットがあるが、適切なデータの入手およびその客観性の判断が困難²⁵というデメリットがある。
- ・十分なデータが得られず合意できない場合に備えて、合意できない場合は管理者等が最終価格を呈示する（ただし、選定事業者はこれを拒否し契約の一部解除を行うことができるものとする）方法など他の手法を使うことができる旨規定しておくことが望ましい。

²⁵ 英国では、価格改定手続きにおいて競争性を確保することができなければ現行の委託先が強い立場になること、ベンチマーキングにおいて、マーケットテストに存在している競争性を「複製」(replicate)するためには、同種の業務を行っている他の業者から提供された情報など十分なデータに基づいて受注者と交渉を行うことができる必要があると指摘されている。(House of Commons, Committee of Public Accounts: HM Treasury: Tendering and benchmarking in PFI P5, p8.)

②マーケットテスト（特定のサービスについて、SPCが入札にかける方法。入札の結果、SPCは委託先を落札者と交代させることもありうる）

- ・競争による価格低下が期待されるというメリットがあるが、SPCの委託先となりうる企業の参加意欲の減退、競争市場の有無（当該サービスについて競争市場が存在しないと逆に価格が高くなるリスクがあり、英国でも競争的な市場が期待できない場合はマーケットテストは適切でないといわれる）、新しい委託先の不履行リスクの選定事業者による評価と入札参加者の範囲の関係についても留意する必要がある²⁶。
- ・選定事業者の意欲を損なうことがないよう、対象業務の選択、見直しまでの期間等を決定する必要がある²⁷。

書式変更：蛍光ペン（なし）

削除：受注者

削除：をどのように

書式変更：蛍光ペン（なし）

削除：するかの扱い

削除：について留意する必要がある

③一部契約期間短縮又は一部解除権付与

- ・当該サービスについての契約期間の短縮（ソフトサービスの契約期間をPFI事業期間より予め短く設定）または一部解除権の付与（ソフトサービスの価格変更に合意できない場合に当該ソフトサービスを業務範囲から除外する）という方法を採用した場合、競争による価格低下が期待されるというメリットがあるが、これに相応しいサービスは、基本的には、サービスの一時的・短期的な欠落が生じることにより致命的な影響をもたらさないことが必要であり、さらに原則として、(i)管理者等自らがサービスを提供し、代替できる能力がある場合、(ii)競争市場において常に代替事業者が存在している場合、(iii)サービスの提供そのものが行政府にとり必要性がなくなった場合、のいずれかに該当する場合に限り適切な方法となると考えられる。
- ・一部のソフトサービスをはじめからPFI契約の対象外とすることも考えられるが、ソフトサービスをPFIの一部とすることにより、ソフトサービスを念頭において施設の設計をするというメリットがあることに留意する。
- ・選定事業者の意欲を損なうことがないよう、対象業務の選択、見直しまでの期間等を決定する必要がある。

削除：が

削除：が

5. 留意点

書式変更：フォント：(英) MS 明朝、(日) MS 明朝

(1) 初回の見直しまでの期間

価格の見直しの対象とした場合でも、ある程度初期投資がある場合には、その程度に応じて対象から除外したりすることにより、あるいは1回目の見直しまでの期間を長

²⁶ 英国 SoPC4 ではマーケットテストを原則としているところであるが、受注者にとって必ずしも有利に働くものではないことから、反対論も強いことにつき、留意する必要がある。

²⁷ 業務体制（SPCからの委託先）の変更は、SPCに融資をしている金融機関等にも影響を与える可能性がある点に留意する必要がある。

くしたりすることにより（例えば7年から10年など）、選定事業者に不当な不利益を及ぼさないように工夫すべきである。

- ・初回の見直しまでの期間は業務ごとに個別の事情に応じて判断すべきである。例えば、変化が激しい分野では、短めに設定する方が現実的である。

(2) 民間の創意工夫との関係

S P Cや委託先の創意工夫がコスト削減に寄与できる分野において管理者等が選定事業者の努力の結果をすべて奪ってしまうことがないように工夫する必要がある。このような分野については、見直しの対象外とすることや、テストの結果を全て管理者等のS P Cへの支払に連動させるのではなく一部のみ連動させることも考えられる。

6. 条文例（ベンチマーキングを活用した例）

（甲＝管理者等、乙＝S P C）

条文例 8.4 （サービス対価の改定）

1 甲及び乙は、以下の運營業務に関するサービスの対価を、それぞれ以下に規定する時期に、直近の改定時からの類似の内容の業務における委託費の市場実勢価格の推移を考慮した上で、改定のための協議を行う。

① [] 業務：運營業務開始後 [] 年後、その後は [] 年ごと

② [] 業務：運營業務開始後 [] 年後、その後は [] 年ごと

③（以下対象となる業務を列挙）

2 乙は、市場実勢価格を示すための客観的資料を甲に対して提供するものとする。

3 甲および乙の協議が整わなかった場合、以下に従うものとする。

① [] 業務、[] 業務については、甲は乙に対して最終価格を通知する。乙がこれに不服がある場合には、[] 日以内に、[第〇条に定める紛争解決手続の開始の申し立て]を行うものとする。

② [] 業務、[] 業務については、甲は乙に対して最終価格を通知する。乙がこれに不服がある場合には、乙は当該業務について本契約を終了させることができるものとする。この場合、乙は新たな受注者の選定及び事業の引継に協力する義務（[]に関する情報の開示を含む）を負うものとする。ただし本号は、甲が当該業務について公募を行う場合、乙又は乙からの下請業者が参加することを妨げない。

削除：第〇条

削除：〇

削除：〇

削除：〇

削除：〇

※利用量やインデックスに連動する対価の調整については、契約書例参照のこと。

【ソフトサービス等の価格変更に関する実務上のポイント】

資本的支出を伴わず、資本的投資との関連性も低い、いわゆる「ソフトサービス」については、市場実勢価格との乖離を防ぐための調整を規定する。調整規定のポイントは以下のとおり。

- ①ソフトサービスの各々について、市場実勢価格との比較を行うタイミングを規定する（例えば、初回は7年から10年後程度、その後は5年程度が考えられるが、サービスの属性に応じて決定する必要がある）。
- ②調整のための方法としては、ベンチマーキングのほか、マーケットテスト（選定事業者（SPC）による入札の実施）、ソフトサービスの契約期間の短縮等があるが、それぞれの方法の特徴を理解した上で、業務の性質に応じて適切に組み合わせていく必要がある。

削除：市場実勢価格との比較

削除：は契約で明確に定めるが、

8-5 サービス内容変更とそれに伴うサービス対価の改定（新設）

1. 概要

書式変更：フォント：(英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

将来の状況の変化に応じてサービス内容を変更することが必要となることがある。また、事業によっては、初期段階（例えば、運営の開始前後）で現実と当初の想定との乖離が判明することも多い。このような場合に備え、変更のための手続及び価格決定の方法が規定される。

2. 問題状況

書式変更：フォント：(英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

現在のPFI契約においては、複雑な事業の場合は、サービス内容の変更について、公共による変更要求通知、民間からの回答書の提出、これらに基づく協議を軸として比較的細かい規定が定められていることが多い。一方、比較的単純な事業では具体的な手続規定がないことが多い。この場合、①手続の明確化（特に規定がない場合）、②特に価格算定プロセスにおける双方の手続負担軽減及び透明性の向上、③曖昧な事実上の要求水準等の変更の防止（不適切なサービス対価の調整（十分な予算を確保しないまま追加の負担を強いるなど）、モニタリング基準の不明確化（書面の欠如などによる）などにつながる）、④競争性の確保などの課題に対応していく必要がある²⁸。

3. 基本的な考え方

書式変更：フォント：(英)
MS 明朝, (日) MS 明朝

(1) I 1 (1)記載のとおり、当初定められた前提条件や前提となった環境が大きく変化する場合などにサービス内容を変更できる仕組みを作ることが重要であることを認識する。すなわち、変更の必要性が生じることが常に問題というわけではなく、変更の必要性が生じているのに放置することが問題であるという発想の転換が必要である。

削除：状況に応じて柔軟に

(2) PFIは、官民の対等なパートナーシップが基本となっている。その観点からは、不合理な変更を官が民に強いるようなことは厳に慎まなければならない。一方、管理者等が変更にかかる費用を負担する場合、納税者に対して説明できる必要がある。そこで、透明性および公平性の高いサービス内容の変更手続きを規定する必要がある。

(3) 管理者等からの要請によるサービス内容の変更によって増加する費用は管理者等が負担する。一方、費用が減少した場合には、サービス対価についても変更がなされる

²⁸ 選定事業者は、要求水準等に違反しない限り、その都合により（インプット）仕様の変更を行うことができる（業務仕様書の変更手続）。この場合には、対価の変更はない（別紙13参照）。

べきである。

(4) 現実に変更手続が適切に活用されるためには、特に小規模の変更については当事者の負担が少ない現実的な手続が必要である。この場合透明性が高くかつ迅速に対応可能な価格決定メカニズムを盛り込むことが重要である。

(5) 変更への心理的抵抗により必要なサービス内容の変更手続が行われないという状況を避けるよう、例えば、開業直前、開業1年後等、当初想定したサービス水準と実態とのギャップが顕在化しやすいタイミングでサービス内容のレビューを確実に実行（要求水準書に記載されていない内容で、両当事者が合意する必要がある事項のレビューを含む。）、必要に応じてサービス内容の変更及びそれに伴う価格の変更が実施できるような仕組みを盛り込む。ただし、このような規定の趣旨は、契約締結時までに決定することができるサービス等について、変更手続により対応することを推奨するものではない。このような規定を挿入する場合でも、「後で決めればよい」といった考え方によって、契約条件が曖昧なまま契約を締結することは厳に慎むべきである。

(6) プロジェクトファイナンスの前提は、契約初期条件を変更しない（そうしないと想定したキャッシュフローが実現しない）ということであるので、契約変更が及ぼす事業キャッシュフローへの影響を金融機関の立場も考えて、契約条項を作成していく必要がある。

(7) 選定事業者から変更を提案する手続についても規定することが望ましい。²⁹

書式変更：フォント：(英) MS 明朝, (日) MS 明朝

書式変更：蛍光ペン（なし）

書式変更：フォント：(英) MS 明朝, (日) MS 明朝

削除：

4. 具体的な規定の内容

(1) 通常変更

具体的規定内容は、事業の性質に応じて決まるべきものであるが、運営重視型の手続きの一例として、以下のようなものがある（条文例は基本的に以下の考え方によっている）。

① 管理者等による変更要求通知

② 選定事業者による仮見積の提出（管理者等に概算を伝えることにより、変更を中止した

²⁹ 英国 SoPC4 においては、一般的には受注者はサービス内容の変更を提案する権利を有すべきであるが、発注者はそれを承認するか否かについて決定する絶対的な権利（但し法令変更を理由とする場合を除く）を有するべきであるとされている（13.2.5）

書式変更：フォント：MS 明朝, 10 pt

り、変更内容を見直す機会を与える。選定事業者が必要と考えるときに提出。)³⁰

③選定事業者による仮対案の提出(選定事業者の創意工夫により、よりよい変更にしたり、より安価な方法を提案したりすることが想定されている。選定事業者が必要と考えるときに提出。)

④拒否事由(後述)

⑤選定事業者による回答書の提出

⑥協議

⑦変更の実施

⑧対価の支払(後述)

削除:り

(2)簡易変更(一定の規模以下の変更について、価格算定のための算定式を予め合意する方法)

2. (4)に示されたとおり、特に小規模の変更については当事者の負担が少ない価格決定メカニズムを盛り込んだ現実的な手続が必要である。そこで、I 3に記載された価格算定のための算定式を予め合意しておく方法、すなわちサービス内容の変更に伴う価格について予め算定式を合意しておくことにより、できるだけ機械的に算定できるメカニズムを導入することが考えられる³¹。ただし、予め合意した算定式を用いることで市場価格と大きく乖離しないことが見込まれる事項に限り利用すべきであり、すべてのPFI事業で必要というわけではない。また、これは、このような規定が機能するかは状況によって異なると考えられ、わが国に実情に即した実践を重ねていく必要がある。

(3)定期的な見直し規定

特に複雑な案件で契約時点で選定事業者が履行義務を負うサービスの内容の詳細を決定することが困難である事業については、例えば開業直前、開業の約1年後に見直す旨の規定を挿入することが考えられる。ただし、このような規定を挿入する場合でも、「後で決めればよい」といった考え方によって、契約条件が曖昧なまま契約を締結することは厳に慎むべきである。

³⁰ ②③については、管理者等の側からも仮見積、仮対案を求めることができるような規定にすることも考えられ、この点についてはさらに検討を要する。

³¹ 英国「Standardisation of PFI Contracts (PFI契約の標準化)」第4版(以下「SoPC4」という)では、①事前に価格を決定できるものについては、変更内容およびその価格を記載した一覧表を作成する方法、②一覧表の作成ができない部分については、一種のオープンブック方式によって対応する方法(入札時にできる限り単価の開示を求め、この単価に応じて変更時の対価を計算する)が採用されている。

さらに、その後も調整の必要性が高いと予想される案件については、定期的に要求水準を見直す旨の規定を設けることも考えられる。見直しの頻度については、個別のサービスの属性やリスク分担の合理性、費用への影響の度合い等も勘案して決定する必要がある。

(4) 対価の支払

① 資本的支出等相当分（調整、変更が資本的支出増を伴う場合）

変更の実施のために資本的支出や初期投資を伴う場合、管理者等から選定事業者への対価の支払時期を併せて検討する必要がある。S P Cが資金調達等を担うことになると、追加的に金利等の調達費用を必要とし、全体費用や支払対価を調整せざるを得ないため、追加的資本支出を一括して、サービス対価とは別途、支払うことが手続き上簡易になる。しかし、ある程度の大きさの資金が必須な場合には、選定事業者において一旦資金調達をなさしめ、サービス内容の変更後に、当該資金調達にかかるコストも勘案した上で定期的に支払う対価を変更するという方法もあり得るため、一概にどちらの方法が優れているとはいえない。

後者の方法による場合、既存のファイナンスの枠組みに影響しない手法（例えば、資金調達を金融機関からの貸付等に劣後するローンを構成企業から調達するなど）を用いることにより、既存のファイナンスへの影響をできるだけ少なくすることも考えられる³²。

② 資本的支出相当分以外（調整、変更が資本的支出増を伴わない場合）

この場合、一括払いはなく将来のサービスの対価の調整のみとなり、維持管理、運営費相当分のサービス対価に反映させる。

(5) 手続きに要する費用

変更手続きに要する費用（手続きにあたり必要となる専門家や弁護士費用等³³）についても規定を設けて置くことが望ましい。

管理者等からの要求に基づく場合は当該費用を管理者等が負担することが原則ではあるが、

³² 案件によっては、対価を増やすことなく、（債務負担行為の変更等必要な手続きを経た上で）契約期間を延長して、事業者による収益機会を増やすことで対価を回収させる方法もある（この場合、将来の収入を現在価値へ割引く方法も考慮する必要がある）。

³³ どのような費用が生じるかについては、変更の内容によって異なる。

書式変更：フォント：(英) MS 明朝, (日) MS 明朝

書式変更：フォント：MS 明朝, 11 pt

削除：S P Cに資金調達等を行わせるとファイナンスに影響を及ぼすため調整にコストを考えると、がかかることもあり、基本的には一括して支払うことが望ましいことになる。

削除：べきである。但し

削除：え

削除：優先貸付人

削除：。なお、P F I事業契約においてももっとも、S P Cが資金を調達できなかったらどうするのかという問題が生じるのに加え（構成企業に追加の資金拠出を義務づけることは妥当ではないことのは一般的には妥当ではない）、またこのような資金調達に伴う金利の増加分については公共が負担する必要があることに留意する必要がある

事前に具体的金額について合意することなどにより、過大な負担が生じないようにすることが望ましい。

(6) 拒否事由

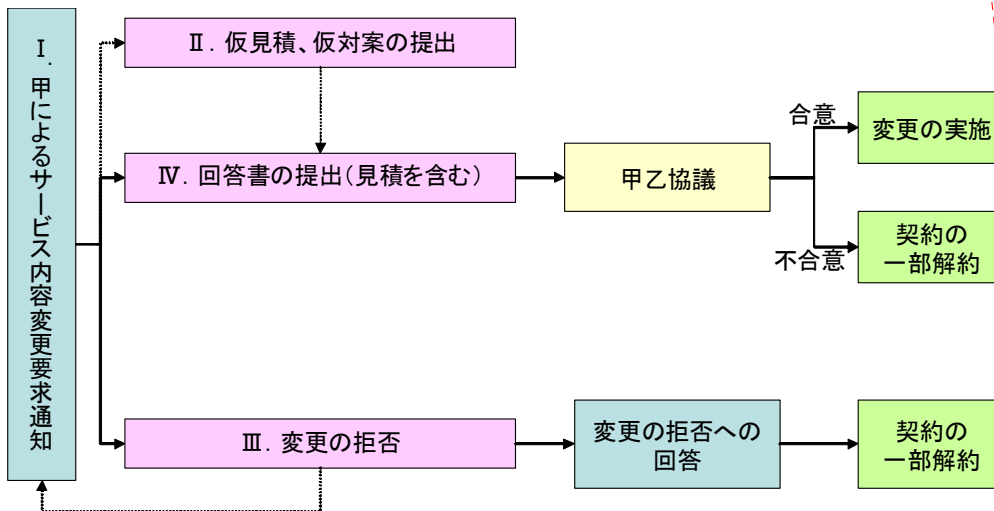
① 拒否事由

選定事業者は、管理者等のサービス内容の変更要求に対しては、拒否事由に該当する場合を除き、選定事業者はこれに応じなければならないとすることが考えられる。但し、このような方法が合理的か否かは、案件によることに留意する必要がある。

・このような規定を入れるかは将来において管理者等が変更を要求せざるを得なくなる状況が生じる可能性と、かかる規定が存在することによって選定事業者が負うことになるリスク等を考慮して決定すべきである。拒否事由を検討する際には、経済的合理性のない変更を選定事業者が強いることのないようにする必要がある。

・プロジェクトファイナンスの貸付人（金融機関）が当該新たなサービスに関するリスクをとることができるかという問題があり、金融機関が判断するには技術コンサルタント等によるデューデリジェンス（変更による影響を精査する）が必要な場合（時間、コストがかかる）もあり、これらが協議により合意できない可能性は十分にある。そして、管理者等の要求により変更を行う場合には、これに要する合理的費用を管理者等が負担することになることに留意する必要がある。

サービス内容変更要求と民間による拒否の流れ（条文例参照）



削除: ・拒否事由を考える際には、そもそも選定事業者或いは選定事業者からの委託先が（自ら、あるいは別の会社を下請けにして）契約の変更に伴って生じるであろう新たなサービスを提供する能力があるかについても検討する必要がある。また、新しい委託先が選定事業者の株主になることまで想定する場合には、出資比率、EIRRの調整、株主間協定の内容等について、民間側で協議して決める必要性が生じる可能性があるが、なくてはいけないことが数多くあり、これらが協議の際に問題が生じないよう変更内容の合理性等について配慮すべきであるにより合意できない可能性は十分にあることについても留意する必要がある。

削除: この場合

書式変更: フォント：(英) MS 明朝、(日) MS 明朝

②拒否事由がある場合の一部解除及び一部解除時の補償

拒否事由に該当する場合、管理者等に契約を一部解除する権利を与えることが考えられる。この場合、適切な額の補償についても規定すべきである。ただし、選定事業者が如何なる解除条件で委託先と契約しているのかは、サービスの属性や内容、業態、市場における代替性の有無等によっても異なりうる点、従って委託先との契約の内容によっては補償する必要がない場合もある点に留意する必要がある³⁴。

書式変更：フォント：MS 明朝

書式変更：段落フォント、フォント：MS 明朝、上付き

書式変更：フォント：MS 明朝

- ・**一部解除ができる場合**：これが可能であるのは、選定事業者に重大な悪影響を与えず、かつ、原則として、①管理者等に自らサービスを提供する能力がある場合、又は②当該業務を第三者に委託することができる（かつ、競争的価格での委託が可能である）場合、③業務そのものが不要となった場合に限られる³⁵。また、①②については、業務の承継が円滑に遂行できるよう配慮することが望ましい。
- ・**損失補償の内容**：一部解除時の損失補償については、一律に決めることは困難ではあるものの、管理者等による変更の理由に応じて判断することが考えられる。すなわち、やむをえない事由による変更要求通知であれば、選定事業者実際に生じる損害につき損失補償する考え方となるが、管理者等の自己都合に近い事由による変更要求通知であれば、管理者等の任意解除と同様の考え方が適用され、解除に伴う逸失利益も一部含めて損失補償することが考えられる。
- ・**損失補償算定のための重要な事項の合意**：一部解除時の損失補償を客観的に算出するため、契約の締結時点までに、SPC と運営協力企業との契約のうち、重要な事項で解除に関係するものの内容について合意すべきである。これらを合意していくプロセス（対象事項、提案の際に提案すべき事項、提案内容の条件、その後の合意プロセス等）については、入札段階で予め示す必要がある。

削除：（タームシートに記載されるような事項）

(7) 紛争解決

³⁴ 長期継続契約の条件を協力事業者にパススルー（同一条件で契約条件を転嫁すること）する枠組みもあれば、パススルーせずに、あるいは、長期継続契約を前提とせずに、一端 SPC がリスクを支え、任意解除条件を協力事業者との間で保持するという枠組みもありえ、これら条件次第では、管理者にとっての費用は変わりうる。この意味では、協力事業者との関係で SPC が負担なき任意解除権を保持していれば、大きな費用負担なしに、解除できることもありうる。この場合、SPC に損失補償が必要か否かも、状況によるところがあり、これらの点についても更に検討を要する。

³⁵ いかなる場合に選定事業者「重大な悪影響を与える」といえるかについては、選定事業者が全体の業務を提供することにより適正な利益水準を確保していることが多く、一部解除を行った場合の適正な損失補償額を客観的に示すことは困難であるという問題があり、財務モデル等の情報の共有に加え、複数の業務を一括して請け負うことによる費用が削減されている場合の効果との関係も含めて、更に検討を要する。

対価の支払、手続費用、拒否事由に該当するか否かなどについて合意ができなかった場合は、紛争解決プロセスを利用することが考えられる（これについては資料3参照）。

(8) 選定事業者からの提案

書式変更：フォント：(英)
MS 明朝、(日) MS 明朝

選定事業者による提案の手続について規定する。

5. 留意点

(1) 予算との関係

サービス内容の変更が管理者等の支払い額の増加につながる場合、予算がないと契約上の規定があっても実行できない。こうした事態を防ぐため、管理者等は、債務負担行為の設定額には一定の余裕を持つ必要がある。

- ・この際、債務負担行為の文言を工夫することも考えられるが、文言の工夫によりどこまで対応できるかについては別途検討する必要がある。
- ・また、単年度の予算額についても、一定の予備費を確保することが望ましい³⁶。

(2) 拒否事由に該当せず、選定事業者が価格見積を提出したにも関わらず価格に合意できなかった場合の一部解除規定

3に示す変更の規定を盛り込んでも、両当事者にとって納得のできる条件を見いだすことができないことも考えられるため、合意できない場合の業務の一部解除の規定を盛り込むことが考えられる。

- ・解除は両当事者に与える影響が大きいことから、別途定める紛争解決手続（資料3参照）を介在させることにより、一部解除の規定が濫用されないように配慮すべきである。

(3) 通常変更の場合の価格決定

通常変更についても、価格の決定手続を盛り込むことが望ましいが、どのような方法

³⁶ 変更に必要な予算が確保できない場合に、事実上契約に規定された変更手続を無視し、予算本位で処理するようなことは厳に慎むべきである。曖昧なサービス内容の変更は、後日紛争を生じさせるリスクが高いことを認識する必要がある。